

平成 31 年 1 月 31 日

建設業における墜落・転落防止対策の充実強化
に関する実務者会合 座長 蟹澤宏剛 様

実務者会合委員 杉森 岳夫
実務者会合委員 小岸 昭義

「手すり先行工法」の義務化について(提案)

「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(以下「建設職人基本法」という。)」第 1 条及び同法第 8 条に基づく基本計画の第 3 の 2 の(2)「墜落・転落災害防止対策の充実強化」に規定されているとおり、公共工事のみならず全ての建設工事において、建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であり、官民格差の是正等幅広い方策の実現に向けたための法律であります。

そこで、建設業における墜落・転落災害の防止対策の一つとして、労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の対策の普及が相当に進んだ現状においては、「手すり先行工法の採用」について、安衛則で義務化することにより抜本的かつ実効性のある対策を講ずることを提案致します。

「手すり先行工法」の義務化について

1. 建設職人基本法の施行から約2年、同法に基づく基本計画の閣議決定から約1年半を経過した今日において、墜落・転落災害防止対策として実効性ある対策が未だ十分に確立していないのは、誠に重要な問題であると考えます。特に、基本法等において、「施策の進捗状況についての点検と必要に応じた見直しを2～3年で行う」とされていることを踏まえれば、人の命を守る観点から、官民同じ土俵に立った制度・対策を早急に確立・強化することが喫緊の課題と考えます。
2. 墜落・転落災害防止対策の要の一つである手すり先行工法については、平成15年4月に「手すり先行工法に関するガイドラインの策定について」の施行後、その普及率は相当上がってきております（厚労省提出資料による）。
また、その有効性については、厚生労働大臣が（衆）予算委員会において、「手すり先行工法の一定の有効性はあるものと思います」と答弁されているように十分な評価がなされております（平成30年11月7日）。
3. また、国交省では国の直轄工事では（足場の組立て等において「手すり先行工法」による二段手すりと幅木の設置を土木工事共通仕様書等で義務付けている。）、平成15年度から「手すり先行工法」を採用して既に15年経過しており、また、「手すり先行工法」を採用した現場では、足場からの墜落による死亡災害はなかったと国会答弁されており（平成29年4月18日（参）国土交通委員会）、その成果の根拠となっております。
4. 一方、第3回実務者会合において、一部の委員から「手すり先行工法」の採用が困難な事例として、「足場の組立て場所が狭隘であることが原因の場合」等12種類の説明がありましたが、これらの事例は、ごく一部に「手すり先行工法」を採用できない箇所もありますが、その他の殆どは「手すり先行工法」の評価を覆すようなものではありません。
5. したがって、手すり先行工法については、上記2及び3のような評価が明らかであることから、公共工事との格差を是正し、民間工事においても死亡災害の撲滅を期するとともに、一刻も早い義務化を行うため、記4のような指摘における採用困難な事例に関しては、前例として、以下に示すような「参考となる条文」に示したように、「困難なとき」と表現すれば十分であります。

参考となる条文例

安衛則第 518 条(作業床の設置等)

第 2 項 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

安衛則第 519 条(開口部の囲い等)

第 2 項 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

安衛則第 563 条(作業床)

第 1 項 (略)

第 2 項 (略)

第 3 項 第 1 項第 3 号の規定は(注：墜落により労働者に危険を及ぼす恐れのある箇所には、次に掲げる足場の種類に応じて、それぞれ次に掲げる設備(丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食はないものに限る。以下「足場用墜落防止措置」という。)を設けること)、作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

第 4 項 (略)

安衛則第 564 条(足場の組立て等の作業)

第 1 項 (1号、2号、3号 略)

第 4 号 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。

イ 幅 40 センチメートル以上の作業床を設けること。ただし、当該作業床を設けることが困難なときは、この限りではない。